

# 平成23年度 養豚経営安定対策事業

養豚経営の安定を図るため、枝肉平均価格が生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に補てん金を交付する事業です

- ポイント **1** 平成23年度から、交付方式のみに変更しました！  
(事業の申請方法は全国一律です。)
- ポイント **2** 対象年度間は、期間貸付(平成23～28年度)  
(平成23年度は、申請から、令和2年度までは、申請から2年以内です。)
- ポイント **3** 租税関連法令が改正された場合、  
生産者負担金の減額が実現します。  
(国の負担金の減額が実現した場合は、生産者負担金を減額します。)

# Q 事業の申込みや手続きはどこにするの？

ポイント

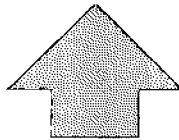
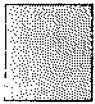
# 1

平成23年度から直接交付方式のみになりました！  
(事業の運用・手続きは全国一律です。)

今までの都道府県団体（公募団体）を経由する方式がなくなり、（独）農畜産業振興機構（以下、「機構」という。）から生産者に補てん金を直接交付する「直接交付方式」のみとなりました。参加の申込みや書類の送付、生産者負担金の納付を、原則として生産者のみなさんと機構が直接やりとりします。

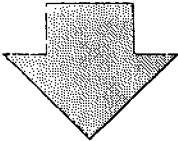
## 直接交付方式

独立行政法人農畜産業振興機構



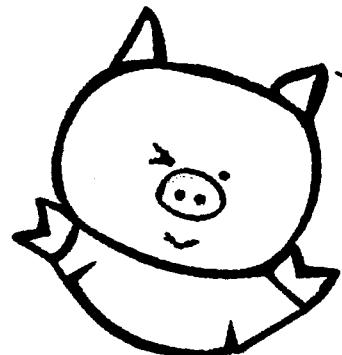
- ① 申込受理の通知
- ② 生産者負担金納付の通知
- ③ 交付決定
- ④ 補てん金の交付

- ① 参加申込
- ② 販売報告
- ③ 生産者負担金の納付
- ④ 交付申請
- ⑤ 実績報告



生産者

J A、荷受組合、  
養豚団体等に委託  
できる場合があります。



チェック!

## 生産者のみなさんが事業実施主体です！ この機会に、是非お申込み下さい。



生産者のみなさんが直接機構と手続きを行います。  
提出書類や提出期限に気をつけましょう！



販売を証明する書類等は、5年間保管することが必要です！  
機構には販売を証明する書類等のコピーを送ってください。原本は必ず5年間保存して、なくさないようにしてください。

例えば・・・

平成23年度の書類は、  
平成28年度終了まで保存（平成29年3月31日まで）

## Q 参加要件や生産者負担金単価等は？

### 事業参加者要件

- 耕畜連携、エコフィードの活用等の取組に努めようとする養豚経営者（大企業は除きます。）
- 原則として配合飼料価格安定基金への継続加入が必要

ポイント **2**

業務対象年間は6年間です(平成23~28年度)  
(新規に養豚経営を開始する生産者以外は途中加入できません。)

※ 大企業とは、資本金の額が3億円を超え、かつ、従業員数が300名を超えている会社です。

### 事業対象肉豚

平成23年度の事業対象頭数は  
出荷見込み頭数を上限とします。

基本的には、肉豚の出荷頭数が平成20年度と同程度となるよう毎年度調整し、それを上限とすることとしています。

- 生産者は毎月、販売した頭数の中で月々の事業対象頭数を決め、この毎月の対象頭数の合計が、年間の事業対象頭数を超えた分は、事業の対象となりません。

注意：機構が販売を確認した頭数の合計は、次年度の事業対象頭数の上限を算定するための基礎となります。  
販売したすべての頭数について証明書類を提出していただくことにより、次年度の当初に改めて証拠書類を提出する必要がなくなります。

## 生産者負担金

事業対象肉豚1頭当たり580円（23年度）

○ 四半期ごとに、生産者負担金を納付してください。

ただし、第4四半期の生産者負担金は、年間の事業対象頭数から第3四半期までの販売頭数を差し引いた頭数に応じて生産者負担金を納入していただくこととなります。

○ 生産者負担金単価は、毎年度設定されます。

ポイント **3**

租税関連法令が改正された場合、生産者負担金の損金算入が可能になります。  
（課税開始日の専断しかめいようは、生産者負担金を課税します。）

## 補てん金の算定（四半期単位で算定）

保証基準価格 : 460円/kg（23年度）

- 枝肉平均価格（取引価格）は、全国の食肉卸売市場における豚枝肉規格「並」以上の加重平均価格を、年度当初から累計して算定します。ただし、補てんの発動があった場合、その四半期の価格は除外します。
- 保証基準価格と枝肉平均価格の差額の8割を補てんします。

1頭当たりの補てん金単価の算出方法 :

保証基準価格と枝肉平均価格との差額の8割×枝肉重量（77kg/頭）  
※100円未満は設定しません。また、10円未満は切捨てです。

補てん金交付額の算定方法 :

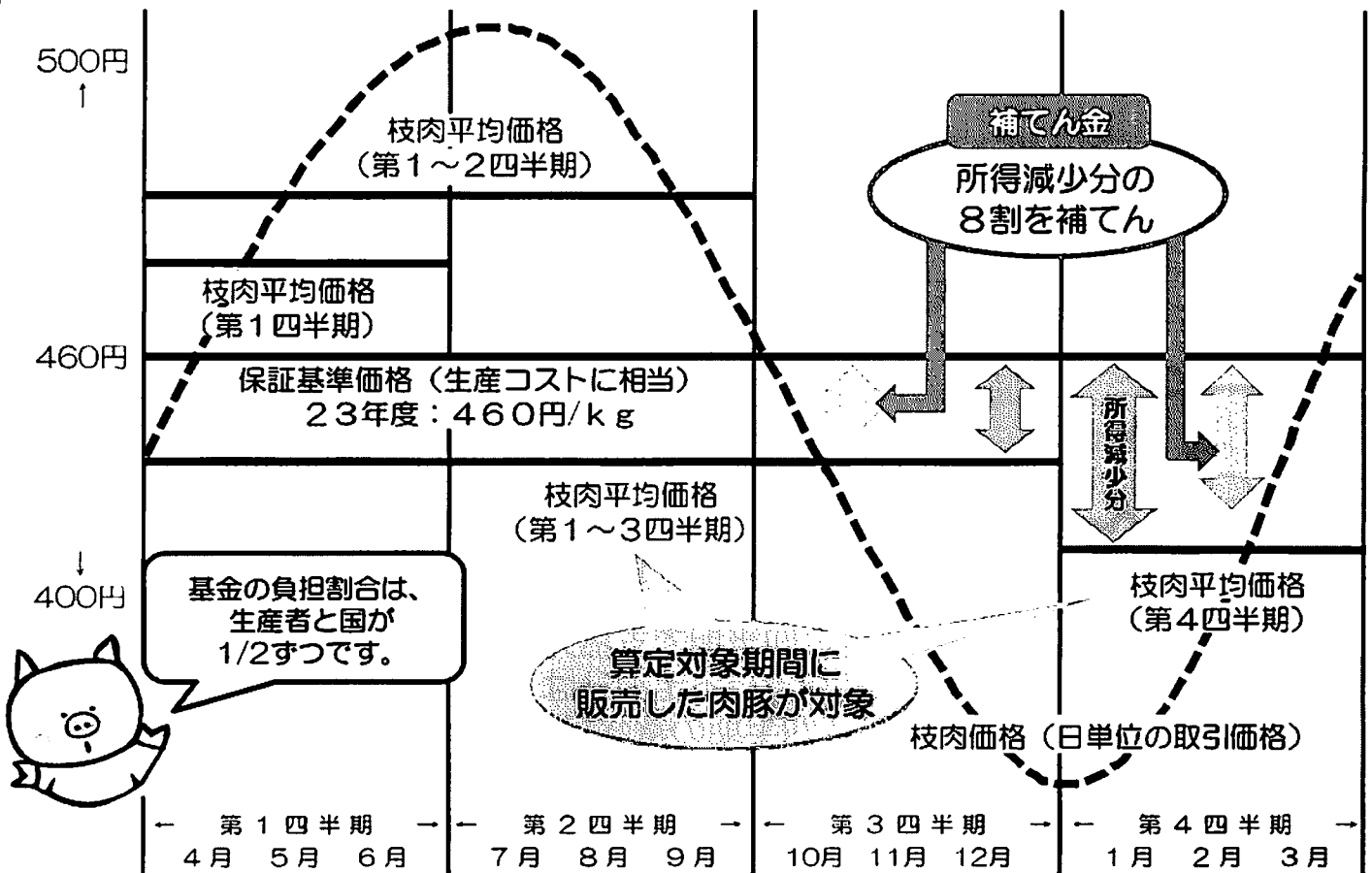
算定対象期間の事業対象頭数 × 1頭当たりの補てん金単価

# Q 養豚経営安定対策事業とは？

養豚経営の安定を図るため、枝肉平均価格が、生産コストに相当する保証基準価格を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成により造成された基金（養豚基金）から、その差額の8割を補てんします。

## 具体例 第3四半期及び第4四半期で補てん金が交付される場合（Aさんの場合）

枝肉平均価格・補てん金単価の算定は四半期単位で行います。



基金の負担割合は、生産者と国が1/2ずつです。

算定対象期間に販売した肉豚が対象

枝肉平均価格	
第1四半期	470円（補てん金交付なし）
第1～2四半期	480円（補てん金交付なし）
第1～3四半期	450円
第4四半期	420円

Aさんが申請した肉豚の頭数	
年間の事業対象頭数	1,200頭
四半期ごとの事業対象頭数	
第1四半期	300頭
第2四半期	200頭
第3四半期	375頭
第4四半期	325頭

↓ の場合

### Aさんが受け取る補てん金額

#### 第3四半期の場合

- 補てん金単価：(460円/kg - 450円/kg) × 8割 × 77kg/頭 ≒ 610円/頭
- 補てん金額：610円/頭 × (300頭 + 200頭 + 375頭) = 533,750円  
↑ 第1～2四半期の事業対象頭数も含まれます。

#### 第4四半期の場合

- 補てん金単価：(460円/kg - 420円/kg) × 8割 × 77kg/頭 ≒ 2,460円/頭
- 補てん金額：2,460円/頭 × 325頭 = 799,500円

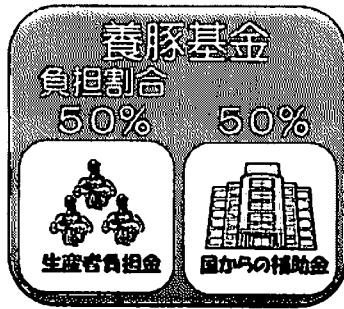
# 養豚基金のイメージ

## 養豚基金とは

生産者の拠出と国からの補助金により積立てられた基金のことを養豚基金と  
いいます。



拠出

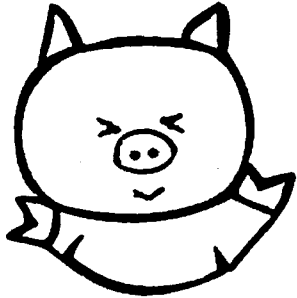


助成



## 養豚基金の運用方法

養豚基金が  
余ってる!



💡 ポイント

第4四半期が終わった  
時点で養豚基金が残った  
場合は、翌年度に  
繰り越されます。

💡 ポイント

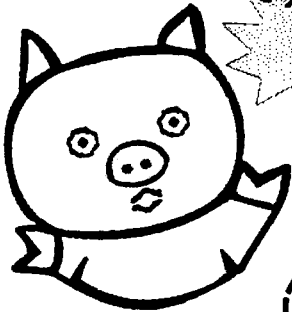
養豚基金に十分な残高  
がある場合、翌年度の  
生産者負担金が減額さ  
れることがあります。

💡 ポイント

第3四半期で支払え  
なかった不足額は  
第4四半期の養豚基金  
から支払われます。

年度において  
補てん金額が養豚基金を  
上回った場合、不足額は  
支払われません。

養豚基金が足りない!



💡 ポイント

補てん  
なし

補てん  
なし

補てん  
あり

不足額  
(※)

次期に  
繰り越し!

補てん  
あり

支払われ  
ません!

支払われ  
ます!

養豚  
基金

養豚  
基金

養豚  
基金

第3四半期の補てん金

養豚  
基金

不足額

補てん金  
第4四  
半期の

不足分  
第3四半期の  
(※)

第1四半期

第2四半期

第3四半期

第4四半期

# Q 事業の参加方法と今後のスケジュールは？

事業参加申込書を郵送してください！

- 申込書は機構のホームページからダウンロードできます。  
もしくは機構またはお問い合わせ先団体にご連絡ください。

5月31日までに  
郵送してください。

▼ 内容確認後、参加通知書をお送りします。

参加通知書が届いたら、補てん金受取の金融機関の預金口座をお知らせください！

- 補てん金受取の金融機関の預金口座の提出に併せて4月分と5月分の販売を証明する書類と販売確認申出書を郵送してください。
- 生産者負担金の口座振替をご希望の方は預金口座振替依頼書を併せて郵送してください。

6月20日までに  
郵送してください。



毎月、販売証明と販売確認申出書を郵送してください！

- 翌月20日までに郵送してください。  
(4月分と5月分は上記の預金口座の通知と一緒にしていただくのでご注意ください。)

例えば・・・

6月分は7月20日まで、7月分は8月20日まで、8月分は9月20日まで



四半期ごとに、生産者負担金を納付してください！

- 納付通知書をお送りします。それに基づいて機構指定口座に振り込んでください。  
(口座振替の場合は、こちらから指定する日に自動で引き落とされます。)
- 生産者負担金は補てん金が交付されるか、されないかに関わらず、必ず四半期ごとに納付してください。

例えば・・・ 第1四半期分は8月下旬まで、第2四半期分は11月下旬まで



四半期ごとの枝肉平均価格が保証基準価格を・・・

下回った時

補てん金単価を算定・公表し、  
補てん金交付申請書様式を郵送します。

補てん金交付の申請（概算払請求）  
※機構で補てん金額を算出し、書類をお送りします。  
内容を確認・押印の上ご返送ください。

補てん金交付決定通知を送付します。

補てん金（概算払）の受け取り  
※機構から補てん金を振り込みます。

下回らなかった時

特に手続き等は  
ありません

例えば・・・  
第1四半期は8月末  
第2四半期は11月末  
に支払われます。



毎年度終了ごとに、年間の事業実績（補てん金交付実績等）の報告書を郵送してください！

- 事業実績報告用の書類をお送りしますので、内容を確認・押印の上ご返送ください。

## 事業の内容に関するお問い合わせ先

養豚経営安定対策事業の詳しい内容、ご不明な点については、お近くの都道府県団体等にご連絡ください。

※北海道の方は機構までご連絡ください。

※東京都、福井県、和歌山県の方は（一社）日本養豚協会（JPPA）にご連絡ください。

団体名	電話番号	団体名	電話番号
(社) 青森県養豚協会	017-752-1027	(社) 京都府畜産振興協会	075-681-4280
(社) 岩手県農畜産物価格安定基金協会	019-651-9634	(社) 大阪府畜産会	06-6941-1351
(社) 宮城県畜産協会	022-298-8473	(公社) 兵庫県畜産協会	078-361-8141
(社) 秋田県畜産物価格共済基金協会	018-864-2505	奈良県養豚農業協同組合	0743-59-0234
(社) 山形県畜産協会	023-634-8166	(社) 鳥取県畜産推進機構	0857-21-2775
福島県養豚協会	024-523-4622	(社) 島根県畜産振興協会	0852-24-8219
(社) 茨城県畜産協会	029-232-2277	(社) 岡山県畜産協会	086-234-5981
(社) 栃木県畜産協会	028-664-3633	(社) 広島県畜産協会	082-244-4768
(社) 群馬県畜産協会	027-220-2365	(社) 山口県畜産振興協会	083-973-2725
(社) 埼玉県畜産会	048-536-5281	(社) 徳島県畜産協会	088-634-2680
ナイスポークチバ推進協議会	043-241-3851	(社) 香川県畜産協会	087-870-6525
(社) 神奈川県養豚協会	046-238-2502	(社) 愛媛県畜産協会	089-948-5369
(社) 山梨県畜産協会	055-222-4004	(社) 高知県配合飼料価格安定基金協会	088-893-5881
(社) 長野県畜産物価格安定基金協会	026-236-2275	(社) 福岡県畜産協会	092-641-8724
(公社) 新潟県畜産協会	025-234-6782	(社) 佐賀県畜産協会	0952-24-7121
(社) 富山県畜産振興協会	076-451-2480	(社) 長崎県畜産物価格安定基金協会	095-820-2196
(社) 石川県畜産協会	076-258-2252	(社) 熊本県畜産協会	096-369-7745
(社) 静岡県畜産協会	054-274-0210	(社) 大分県畜産協会	097-545-6594
(社) 岐阜県畜産協会	058-273-9205	(社) 宮崎県畜産協会	0985-41-9305
(社) 愛知県養豚協会	052-961-6644	(社) 鹿児島県畜産協会	099-258-5644
(社) 三重県畜産協会	059-213-7513	(財) 沖縄県畜産振興基金公社	098-869-7027
(社) 滋賀県畜産振興協会	0748-33-4345	(一社) 日本養豚協会 (JPPA)	03-3370-5473

## 事業の申込・お問い合わせ先

養豚経営安定対策事業にお申し込みされる方は、機構に申込用紙等を郵送してください。

**alic** 独立行政法人農畜産業振興機構

〒106-8635 東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル 養豚経営課

電話：03-3583-1150～1154 FAX：03-3586-5200

HPアドレス：<http://www.alic.go.jp/> Mail：[yoton@alic.go.jp](mailto:yoton@alic.go.jp)

【関係団体】	(一社) 日本養豚協会 (JPPA)	：	03-3370-5473
	全国農業協同組合連合会	：	03-6271-8215
	全国開拓農業協同組合連合会	：	03-3584-5720
	全国畜産農業協同組合連合会	：	03-3297-5531
	(一社) 全日本畜産振興事業中央会	：	03-3583-8034